

2010年新春ご挨拶

社団法人 日本加工食品卸協会
会 長 國分 勸兵衛



新年明けましておめでとうございます。

全国各地の会員・賛助会員の皆様におかれましては、つつがなく新春をお迎えのことと存じ、心よりお喜び申し上げます。

昨年は経済的に厳しさが増す中で民意の大きな潮流の変化から政権交代が実現し、新しい政治のシステム作りが始まりましたが、新政権に求められているのは改革の推進と景気の浮揚策という、この異なる課題に対し時間軸を明確にした上で同時にこなしていくことだと思います。

また、食品業界は体質是正への取り組みを加速させてきましたが、政府のデフレ宣言もあり景気の先行きに不安感が高まり、加えて少子高齢化に伴う人口減少化社会の顕在化という環境変化に直面し、消費市場は節約志向と低価格重視の傾向が強まり、一変して厳しい経営を強いられる状況となりました。

その中で弊協会の事業活動といたしましては、円滑な食品流通を維持し流通構造の変化に対応した新取引制度を研究する事業は、厳しい経営環境の中で新しい制度を議論する精神的余裕は狭まりましたが継続した議論を重ねました。食品ロスの削減検討及び公正取引推進の調査研究では、周期的に行って参りました返品の実態調査を全国規模で行い、確かな改善の方向性を確認しました。また環境問題では、省エネ法の再改正を踏まえて業界としての対応ガイドラインをとりまとめました。新型インフルエンザの対応についてはフードチェーンの維持に向けて取引事業者間で情報共有化すべき事業継続計画の内容を議論しました。いずれも業界の重要な共通課題について政策委員会を中心に理事・支部役員企業の皆様のご尽力や賛助会員の皆様のご支援により主体的活動を行うことができました。

さて本年は、雇用や設備の調整圧力が強く国内景気は足踏みすることが懸念されておりますが、食品流通に関連する留意すべき政策や制度変更が多く実施されますので、いたずらに体力を消耗することなく業界秩序を維持し適正な価格での取引と付加価値型の商売を推進し、厳しい環境の中でこそできるビジネスモデルの革新を行っていききたいものだと考えておりますので、本年も変わらずにご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

理 事 会

平成21年度上半期活動状況報告

－11月5日－

平成21年11月5日（木）大手町アーバンネットビル レベル21東京會館において午前10時半より正・副会長会議が開催され、引き続き11時30分より理事会が開催された。

この正・副会長会議及び理事会は、上半期の事業活動報告が主要な議題であるが、特にその中で新公益法人制度改革への対応状況など新たな課題に対する進捗状況の確認や環境関連法の再改正に伴う新業界対応ガイドラインの作成などについて審議された会であった。その内容について議事録より次ぎの如く抜粋にて掲載する。

- 議 案 第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件
- (1) 上半期事業活動報告及び今後の活動について
 - (2) 上半期収支決算報告
 - (3) 監査報告
- 第2号議案 平成22年度収支暫定予算策定の件
(書面による採決 平成22年1月予定)
- 第3号議案 その他
- (1) 次回開催予定
平成22年4月22日(木)
場 所 アーバンネット大手町ビル(レベル21)
 - (2) その他

出欠状況	理事総数 26名中	出席理事 24名	委任状 2名	計 26名
	監事総数 3名中	出席監事 3名		計 3名

来賓出席 農林水産省総合食料局流通課 商業調整官 山 田 啓 二 様
係 長 大 熊 光 輝 様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

来賓の紹介後、冒頭 國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

本日は、ご多忙の中、またご遠方からもご参集頂き誠にありがとうございます。とりわけ、

農林水産省からは公務ご多用の中を総合食料局流通課の吉井課長様はじめ、幹部の方のご来臨を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

また、本日ご参集の皆様には、平素から当協会の活動につきまして、格段のご指導、ご協力を賜っております事を重ねて厚く御礼申し上げます。

特に、支部活動の重責を担っていただいております理事の皆様には、地域活動の活性化に鋭意取り組んでいただいておりますこと、誠に有難く厚く感謝申し上げます。

さて、昨今の状況でございますが、政権交代が実現して、長年期待されていた二大政党制が現実化し、新しい政治のシステム作りが始まっておりますが、新政権が直面している課題としては、改革の推進と景気の浮揚策という、この異なる問題を同時にこなしていくことが求められていることだと思います。

こうした課題が、今後我々業界にどのような影響を及ぼすのか全く不透明で予測もつきませんが、いずれにせよ我々が取り組まなければならないことは、それぞれの企業が経営の合理化、効率化に取り組んで中間流通業としての地位の確保と向上に努めることではないかと考えております。また、食品流通業界に関する新政権のマニフェストの推進状況については今後十分注視していく必要はあろうかと思っています。具体的には、流通コストの引き下げを通じて生活コストを引き下げるための高速道路原則無料化や食の安全・安心を確保するための食品トレーサビリティシステムの確立、原料原産地等の加工食品等への拡大などがあります。

他産業に比較し堅調といわれた食品流通業界も昨今の業績を見る限りでは、厳しさが増してきており、以前のデフレ局面を越えるような状況かもしれないという危機感も聞こえ、消費不振の深刻さを感じております。安い商品に集中するような消費傾向がある中で量から質への転換も大変難しい局面ではありますが、いたずらに体力を消耗するようなことなく、付加価値型の商売を推進し、厳しい環境の中でこそできるビジネスモデルの革新を行っていきたいものだと考えております。

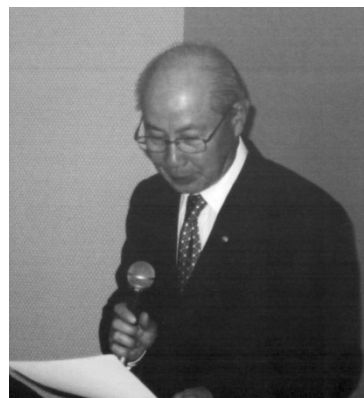
お陰さまで当協会の事業活動は、政策委員会を中心として業界の経営改善等に種々精力的に取り組んでいただいておりますが、本日はこうした上半期の活動報告をお聞き届きの上、下半期の活動に対しましても格別のご協力をお願いします。

簡単ですが、開会の挨拶といたします。

次いで来賓を代表して農水省総合食料局の山田商業調整官が次の如く、ご挨拶された。

皆様方には、日頃から農林水産行政、とりわけ食品流通行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。この場をお借りして感謝申し上げます。

また、貴協会をはじめ、傘下会員企業の皆様方におかれましては、実需者に対し食料品の安定供給に日夜ご尽力されていることに対し敬意を表する次第でございます。



理事会で挨拶する
國分勲兵衛会長



挨拶される農林水産省
流通課 山田啓二商業調整官

最近の経済情勢につきましては、ご承知のとおり内閣府が10月発表いたしました月例経済報告では「景気は持ち直してきているが、自立性に乏しく失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあること」となっており、厳しい経済情勢となっております。

さて、最近の食品流通を取り巻く環境については、関係有識者の助言等を踏まえると、大きく変わると四つに集約されるのではないかと考えているところです。

一つは、食の安全・安心の対応でございます。平成19年1月の食品企業不祥事以降、関係法令の遵守はもとより社会的な常識まで問われてきている状況であり、また、食品トレーサビリティや原料原産地の対象品目の拡大する動きもあります。消費者に対して信頼確保のための事業者の取組を積極的に情報を発信すべきではないか。消費者ニーズを産地などの川上に伝えニーズを踏まえた生産が行われるべきか。

二つ目は、少子・高齢化への対応でございます。今後、我が国の人口が減少していく中で、特に単独世帯、65歳の単独世帯については1980年と2020年の動態調査を推計し、特に65歳の単独世帯635万世帯と7.2倍にふえると予測しておりますが、このための新たなサービスの提供が必要ではないか。条件不利地域のための民間事業者の取組が期待できない地域への対応をどうするのか。

三つ目は、環境問題への対応でございます。貴協会においては、環境自主行動計画を策定され、今後これに則り、環境への対応について推進方をお願いします。

四つ目は、食品流通の効率化への対応です。

貴協会では、今ご説明いたしました事項を踏まえ、「拠点再編による共同物流事業のための調査研究」、「流通構造変化に伴う新取引制度の研究と卸経営基盤の再構築など調査研究」、また、「業界インフラの整備強化」など協会内に設置している研究会で各種事項に取り組み、協会の活性化を推進しておられます。こうした取組が業界の発展にさらに大きな成果をもたらすことを願っているところでございます。

また、新型インフルエンザ対策プロジェクトチームを設置され、BCP策定や緊急時の対応等の検討を行っていると同っております。今後とも広く会員企業の周知徹底やBCP策定について積極的な対応をお願いいたします。

平成22年度を農林水産省新生元年とし、国民の信頼を回復して新に国民視点に立った農林水産省行政を遂行するため、組織を抜本的に再編することとしております。また、当課における予算要求の状況では、予算を大括りし食品流通の効率化・高度化への対応のための事業を準備しているところでございます。

食品流通を巡っては大変厳しいものがありますが、国民生活に不可欠な食料品については、行政も含めて共通の使命であります安全・安心な食料を供給することを全うしたいと考えております。

今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが私の挨拶といたします。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。

それを受け直ちに議長は審議に入った。

続いて出席理事の中から、議事録署名人として、水足 眞一 理事と足立 誠 理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長より、第1号議案を報告するよう指示があり専務理事より手元に配布された資料の確認をした後、概況及び事業活動のポイントを資料に則り報告された。

- ① 会員動向の件
- ② 公益法人制度改革への対応状況
- ③ 加工食品「卸売販売統計調査」に関する調査票について
- ④ 2009年度「環境自主行動計画」についての調査票について
- ⑤ 平成22年度税制改正等に関する要望書について
- ⑥ 返品実態調査アンケート回収状況について
- ⑦ 事業継続計画書（BCP）策定の進捗状況について
- ⑧ 平成20年度新物流コスト実態調査について
- ⑨ 流通システム標準普及推進協議会について
- ⑩ 一般社団法人「日本卸売協会」加入について
- ⑪ 「効率的食品流通取引基盤確立推進事業」について
- ⑫ 小冊子「省エネ法」再改正への対応ガイドラインについて
- ⑬ 上半期収支決算報告の件

以上の項目が順を追って説明された。

同時に10月26日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、濱口吉右衛門監事は「去る10月26日に監事3名（萩原弥重監事、小原利郎代理監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました」と報告をした。

議長はここで、議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第2号議案の説明を事務局に求めた。

第2号議案 平成21年度収支暫定予算策定の件

事務局より、平成21年度の収支暫定予算策定に関する内容を説明し、承認された。



理事会 会場

第3号議案 その他

議長は、出席者から問題提起や、何か意見・質問等の有無を確認したが、無かったので、事務局より、次回理事会は、平成22年4月22日（木）に当アーバンネット大手町ビル（レベル21）にて開催することを案内した。

議長より本日の議事進行の協力に対する御礼と、今後も日食協に対する同様の協力を要請し、13時15分閉会となる。

事業活動

第2回 政策委員会兼食品取引改善協議会開催

－10月21日－

平成21年10月21日（水）当協会会議室において開催。主要議案は、上半期を終了しての事業活動総括と「食品取引改善協議会」活動の方向性についてであった。

※主要上半期事業活動報告内容

- ① 政策委員の一部交替について
- ② 賛助会員幹事店会登録メンバーの一部交替について
- ③ 新公益法人制度改革への対応状況について
- ④ 卸売統計調査に関するアンケート調査の結果について
- ⑤ 返品実態調査のアンケート調査票の回収状況について
- ⑥ 平成22年度税制改正に関する要望書提出について
- ⑦ 環境数値算定標準化協議会報告
 - ・2009年度環境自主行動計画についての調査票提出の確認について
 - ・「省エネ法」再改正への対応ガイドライン作成について
- ⑧ 新型インフルエンザ対策・BCP実践講習会開催とBCP策定状況について
- ⑨ 流通システム標準普及推進協議会活動について
- ⑩ 平成20年度新物流コスト実態調査結果について
- ⑪ 一般社団法人「日本卸売協会」への加入について
- ⑫ 「新取引制度・新価格制度」に関する検討会開催について
- ⑬ 「鮮度管理情報」のEDI化について
- ⑭ その他

第3回 政策委員会兼食品取引改善協議会開催

－11月11日－

平成21年11月11日（水）午前10時30分より精養軒日本橋店会議室に於いて政策委員会兼食品取引改善協議会を開催した。議案内容は、11月5日に開催された正・副会長会議並びに

理事会の内容についての報告事項や公正取引委員会の「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（改定案）等に対する意見」募集の提出について。また当日行われる賛助会員幹事店会の運営についてであった。また、市場が厳しい中で今後賛助会員幹事店会をより一層活性化するための議題設定についても言及し活発なご意見をいただいた。

第9回 賛助会員幹事店会開催

－11月11日－

平成21年11月11日（水）定刻の午前11時45分から精養軒日本橋店会議室において、第8回目の賛助会員幹事店会を開催した。

当日は、昼食後まず最初に事務局から人事異動により一部賛助会員幹事店会の登録委員に交替があったため、本日の出席者紹介も含め案内した。

ついで当協会の政策委員長中嶋隆夫氏（(株)菱食）と賛助会員幹事店を代表して小原利郎氏（味の素(株)）から相互にご挨拶をいただいた後、事務局の進行で議題にそって議事に入った。

（1）平成21年11月5日開催の理事会報告における日食協上半期事業活動報告 （2）意見交換テーマとして、市場動向を踏まえた各社の対応策について（デフレ対策として量から質への転換策、SCMの取り組みによる経営の効率化・合理化について、PB商品に対するスタンス、新型インフルエンザ対策等について）市場趨勢がデフレに再突入するような厳しい状況の中で、メーカー各位より付加価値型の商品開発により注力していくような発言が多くあり有意義な意見交換の場となった。



賛助会員幹事店会で挨拶する
政策委員長 中嶋隆夫氏



賛助会員幹事店を代表して挨拶する
味の素(株) 小原利郎氏

第9回 賛助会員幹事店会出席者名簿

社団法人 日本加工食品卸協会
(会社名：50音順)

会 社 名	役 職	氏 名
味の素(株)	常務執行役員食品カンパニー・イノベーション 国内営業統括	小原 利郎
カゴメ(株)	取締役常務執行役員コンシューマー事業本部長	寺田 直行
カルピス(株)	営業統括部長	岩瀬 嘉郎
キッコーマン食品(株)	取締役常務執行役員兼ナショナル・セールス・マネジャー	福光 正則
キューピー(株)	取締役営業統括	好村 博
日清オイリオグループ(株)	執行役員東京支店長兼RS営業部長	吉田 伸章
日清食品(株)	代表取締役専務取締役営業本部長	三浦 善功
日清フーズ(株)	取締役営業本部長	岩崎 浩一
日本水産(株)	常温食品販売第一課担当課長	小田 素嘉
ネスレ日本(株)	執行役員流通営業部部長	太田 健介
ハウス食品(株)	営業企画推進室長	大澤 善行
(株)桃屋	営業企画室室長	菅原 通之

[日本加工食品卸協会委員各位]

会 社 名	役 職	氏 名
伊藤忠食品(株)	取締役・専務執行役員東日本営業本部長	足立 誠
加藤産業(株)	常務取締役東京本部長	多原 善雄
国分(株)	代表取締役副社長経営統括本部長	成田 健
(株)サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小林 由朗
(株)日本アクセス	取締役副社長社長補佐営業管掌	今泉 忠也
三井食品(株)	常務執行役員営業部門管掌役員補佐	川村 哲夫
明治屋商事(株)	取締役常務執行役員営業本部副本部長	山本 泰生
(株)菱食	取締役専務執行役員加食営業統括	中嶋 隆夫
日食協	専務理事	奥山 則康



賛助会員幹事店会 会場

平成21年度情報システム研修会開催「IFRS問題」等を共有

－10月28日－

平成21年10月28日(水)13時30分より東京日暮里にあるホテルラングウッドにおいて全国卸売酒販組合中央会との共催で平成21年度の情報システム研修会を行った。

今回は、流通システム標準化事業、中間流通業の鮮度管理標準化、ワークスタイル変革に関する組織改革など各社が直面する問題を取り上げたが、会員卸や賛助会員など116名(52社)が出席し、終了後、懇親会を行った。

研修会の冒頭、主催者を代表して(社)日本加工食品卸協会 情報システム研究会 座長 稲垣登志男氏((株)菱食)は、最近(平成17～21年度)の研修会の内容を振り返り、「ローコスト化と生産性向上等を実現するためIT施策の議論を深めたい。」と述べた。



開会の挨拶をする
情報システム研究会 座長 稲垣登志男氏

次いで、奥山専務理事が日食協の事業活動報告を行い、「食品ロスと取引慣行是正のための返品実態調査を行い、9月末に調査票を回収し、現在データを集計中だが、前回結果に比べ改善の手ごたえを感じている。」さらに、「昨年後半から再び、デフレに突入し、小売業からの納価引き下げ圧力、PB商品の拡大等新しい課題が浮上している。簡素でかつ透明性のある新取引制度の確立を引き続き検討していく。」環境問題への取り組みでは、「「省エネ法」再改正への対応ガイドラインを作成したので、会員卸に配布し、周知徹底を図りたい。」と述べた。

この後、(財)流通システム開発センター研究部 上級研究員 坂本真人氏が流通BMSの標準維持と普及拡大を目指す「流通システム標準普及推進協議会」の活動について講演、次に、旭食品(株)管理本部情報管理部 部長 竹内恒夫氏が「平成21年度卸研システム研究会中間報告」として中間流通向け共通鮮度管理ガイドラインの作成状況について説明した。

ついで(株)日本総合研究所 ITSコンサルティンググループディレクター兼主席研究員 佐藤哲史氏が「国際会計基準(IFRS)の適用に向けて」の情報戦略について講演。新基準の強



情報システム研修会 会場

制適用時期を「2015～16年」だろうとし「対象はおそらく上場企業。検収基準一致の観点から、その子会社と取引企業にも影響が出る」と述べる共に、「基準変更によってリベートも売上げから直接控除になる可能性がある」など現時点で想定可能な卸経営への影響を具体的に取り上げた。

最後に、マイクロソフト(株)エンタープライズビジネス担当エグゼクティブアドバイザー 小柳津 篤氏が「社員力向上と組織革新」についてという演題で組織力を向上させる事例として ①組織の柔軟性を支えるコミュニケーション環境 ②組織の強靱性を実現する社員力向上 ③組織の俊敏性を支える社内システムを紹介しマイクロソフト社のIT組織の特徴について講演した。



情報システム研修会 懇親会 会場

平成21年度情報システム研修会 講師・演題

「流通システム標準普及推進協議会」の活動について



(財) 流通システム開発センター
研究部 上級研究員

坂 本 真 人 氏



平成21年度卸研システム研究会中間報告

旭食品(株) 情報システム本部
情報管理部部長

竹 内 恒 夫 氏

「国際会計基準(IFRS)の適用に向けて」の情報戦略について



(株)日本総合研究所
ITSコンサルティンググループディレクター
兼主席研究員

佐藤 哲史 氏

「社員力向上と組織革新」について



マイクロソフト(株)エンタープライズ
ビジネス担当 エグゼクティブアドバイザー

小柳津 篤 氏

蜜柑缶詰の現況について

－商品開発研究会－

10月29日(木)15時30分より、日食協会議室において日本缶詰工業組合の幹部方と商品開発研究会缶詰オーナー会委員との蜜柑缶詰の現況について情報交換会を行った。

商品開発研究会の当番座長である松木 義弘氏((株)明治屋)の司会進行により、冒頭、日本蜜柑缶詰工業組合 理事長 上野幸雄氏(日興食品(株))から次のようなご挨拶と現在の状況についてご説明をいただいた。



挨拶される日本蜜柑缶詰工業組合
理事長 上野幸雄氏

「今年度の温州蜜柑は表年にあたり95万トンの生産量が見込まれている。蜜柑缶詰の市場在庫は薄い状況にあり、大型缶の発注が多いという前兆もあるが、製造数量については、CBOの皆さんと慎重なる情報交換を行って進めていきたい。同じ表年であった平成17年実績を目標に製造したい。」

ついで各出席者の自己紹介をした後、日本蜜柑缶詰工業組合の事務局長 川手 浩氏から、データ資料に基づき製造状況、蜜柑缶詰の国内供給量の推移、輸入動向、在庫状況から推定した消化状況等について報告がなされた。その後各委員から、蜜柑缶詰の販売に関する基本的方向性について意見が出され大変有意義な情報交換会となった。

参考資料

1. 平成20年度みかんホール品製造状況

缶型	仙 台	清 水	神 戸	福 岡	実函計	換算計
1／06	2,008	32,098	40,446	58,054	132,606	165,758
2/24		558	25,821	14,094	40,473	55,043
M3／24			9,041	24,279	33,320	18,992
4／24	15,185		14,436	319,263	348,884	254,685
5／24			13,125	133,970	147,095	73,548
5／48				1,980	1,980	1,980
その他	920			4,522	5,442	2,448
実函計	18,113	32,656	102,869	556,162	709,800	
換算計	13,853	40,881	107,927	409,794		572,455
19年度	262	70,092	162,287	585,103		817,744
18年度	25,020	42,634	120,082	323,930		511,666
17年度	30,733	70,009	160,088	485,502		746,332

受検者数

仙台 3社 清水 1社 神戸 4社 福岡 6社7工場

計13社14工場

2. みかん缶詰輸入動向

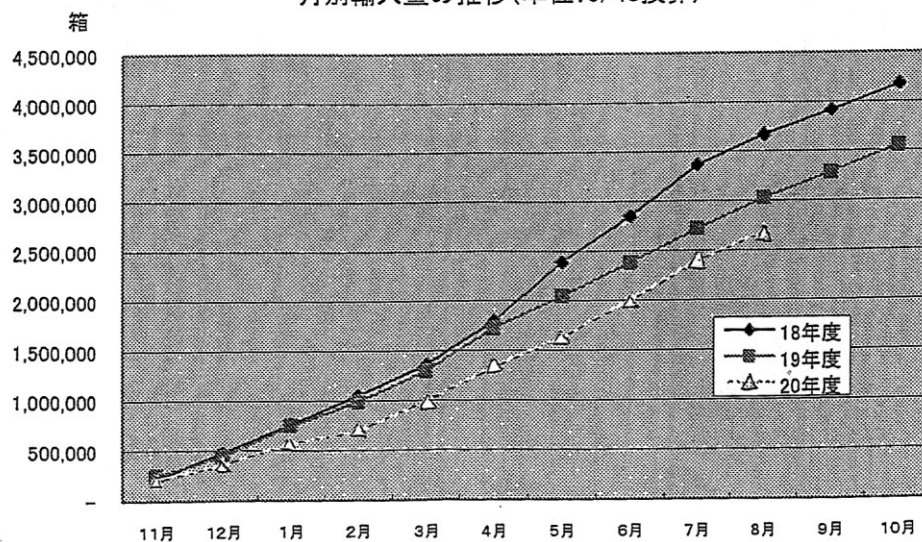
みかん缶詰輸入動向

平成21年8月の財務省通関統計によるとミカン缶詰の輸入数量は285千匁(前年対比92%)となっている。

平成20年度輸入数量(単位:5/48換算)

年 月	中 国	スペイン	前年同時期			
			中 国	ス ペ ー ン		
20/11	205,927	5,149	211,076	237,487	6,095	243,582
12	141,762	7,224	148,986	184,975	6,137	191,112
21/ 1	215,733	2,129	217,862	307,520	6,772	314,292
2	116,600	2,188	118,788	235,379	2,438	237,817
3	290,891	5,642	296,533	304,736	1,223	305,959
4	353,470	2,156	355,626	420,429	5,900	426,329
5	277,092	9,733	286,825	324,973	5,529	330,502
6	373,310	10,237	383,547	323,939	10,822	334,761
7	386,389	4,735	391,124	331,515	1,885	333,400
8	284,663	-	284,663	306,981	1,146	308,127
9			-	264,814	1,036	265,850
10			-	261,801	1,836	263,637
累 計	2,645,837	49,193	2,695,030	3,504,549	50,819	3,555,368
前年対比 %	88.8%	102.5%	89.1%			

月別輸入量の推移(単位:5/48換算)



3. みかん缶詰の国内供給量の推移

みかん缶詰の国内供給量の推移

単位:5号缶×48缶

年度	供 給 量			供給比率	
	国産品	輸入品	計	国産品	輸入品
	千匁	千匁	千匁	%	%
平成 1	5,632	38	5,670	99.3	0.7
2	4,093	332	4,425	92.5	7.5
3	4,715	1,240	5,955	79.2	20.8
4	4,200	689	4,889	85.9	14.1
5	3,040	1,128	4,168	72.9	27.1
6	1,755	3,474	5,229	33.6	66.4
7	2,984	2,994	5,978	50.0	50.0
8	1,415	2,264	3,679	38.5	61.5
9	1,885	2,679	4,564	41.3	58.7
10	1,184	4,168	5,352	22.1	77.9
11	1,692	5,498	7,190	23.5	76.5
12	967	4,128	5,095	19.0	81.0
13	923	3,592	4,515	20.4	79.6
14	900	3,781	4,681	19.2	80.8
15	943	4,156	5,099	18.5	81.5
16	580	4,235	4,815	12.0	88.0
17	773	4,262	5,035	15.4	84.6
18	530	4,177	4,707	11.3	88.7
19	847	3,556	4,403	19.2	80.8
20	581	2,695			

注)数量中にはホール品、ブローケン品等を含む。

輸入品は11月から翌年10月までの累計(財務省通関統計)

平成20年度の輸入品は20年11月から21年8月の累計

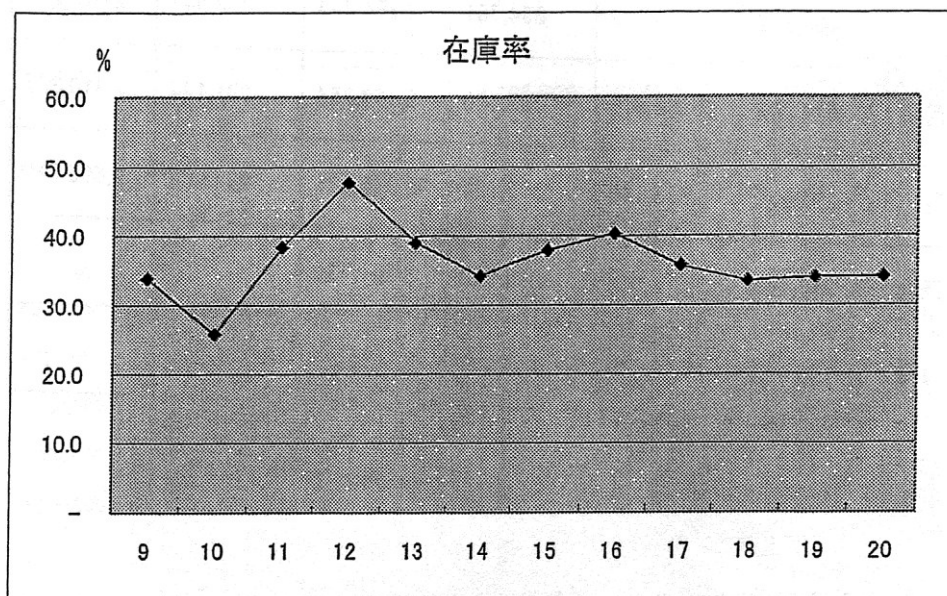
4. 国産品の消化状況並びに在庫量（H21年7月末調査）

国産品の消化状況並びに在庫数（H.21年7月末調査）

過去11年間の製造並びに在庫状況から推定した消化状況は（7月末）は次の通り。

年度	製造数 千箱	流出数 千箱	在庫数 千箱	流出率 %	在庫率 %
10	1,141	845	296	74.1	25.9
11	1,543	949	594	61.5	38.5
12	917	480	438	52.3	47.8
13	889	541	348	60.9	39.1
14	859	564	295	65.7	34.3
15	907	562	345	62.0	38.0
16	555	331	224	59.6	40.4
17	746	479	267	64.2	35.8
18	512	340	172	66.4	33.6
19	818	539	279	65.9	34.1
20	571	376	195	65.8	34.2

※ 千箱（5/48換算）



全国事務局会議開催

－11月10日－

平成21年11月10日(火)日暮里のホテルラングウッドにおいて今年で第2回目となる全国事務局会議を開催した。

当日は、所用で欠席の一支部を除いて各支部の事務局が12時半に集合した。

昼食後、早速議事に入り、最初に各事務局から自己紹介を行い、ついで本部事務局から新公益法人制度改革の対応状況の説明と本部事業活動報告を行った。

特に、本年度決算から支部決算を本部決算に取り込むことになるので、これについての留意事項について慎重なる打ち合わせを行った。

その後各支部からの本部に対する要望事項や支部活動の会報起稿などについて意見交換を行い閉会とした。

終了後は、当日同会場で行われた関東支部経営実務研修会に合流していただいた。



全国事務局会議 会場

支部活動

トーハン桶川SCMセンター・コエドブルワリーの見学研修

－関東支部 流通業務委員会－

平成21年10月22日(木)(社)日本加工食品卸協会関東支部流通業務委員会主催の第46回商品研修会を開催した。

秋晴れの好天気恵まれた中、研修参加者23名中16名が日本橋三井タワービル前に8時半に集合し、チャーターバスで残りの参加者との合流点である桶川駅に向かった。多少道路の混雑もあり予定より10分ほど遅れて桶川駅に到着し7名の参加者と合流し、本日の第1番目の見学先になる埼玉県桶川市上日出谷原新田にあるトーハン桶川SCMセンターに向かった。

今回は異業種の物流センターを見学したいとのニーズがあり(株)ダイフク様のご紹介をいただいていた見学となった。

到着後、早速会議室にて(株)トーハン桶川SCMセンター副センター長 片桐巳喜男氏から出版業界事情やSCMセンターの概略説明を受け、その後センター内の見学を行った。



(株)トーハン桶川SCMセンター内で
ご説明を受ける

出版業界は、1988年の2兆5000億円の売上規模をピークに右肩下がりが続いている業界で、現在では20～30万部売れるとベストセラーといわれる状況。

雑誌も3600誌種しかなく情報入手がパソコンや携帯電話に大きく変化してきている。出版業界における流通・販売は出版社―取次会社―小売書店の流通経路を通して読者が購入する。

この業界の大きな特徴は、①著作物再販制度で流通していること ②委託販売制度（返

品条件付売買 約40％が返品）で流通していることであり、取引条件は、出版社と取次会社間は定価に対する取扱いマージン制を、取次会社と小売書店間は定価に対する売り上げマージン制をとっている。(株)トーハンのような取次会社は出版社からの8％のマージンで経営をしている。

業界の課題としては、雑誌の発売日問題の改善、返品減少問題、景品表示法など公正取引・消費者保護に関する問題等があり、とりわけ再販制の維持は出版業界にとっては大きな課題となっている。



(株)トーハン桶川SCMセンターの
玄関にて参加者全員で記念撮影



(株)トーハン桶川SCMセンター内の
研修会 会場

※会社概要

社 名	株式会社 トーハン
本 社 所 在 地	東京都新宿区東五軒町 6-24
創 立	1949年（昭和24年）9月19日
資 本 金	45億円
事 業 内 容	(1) 書籍・雑誌・教科書等出版物の販売と販売企画 (2) 教育情報関連商品、音楽関連用品等の販売と販売企画 (3) 情報処理、情報通信、情報提供及びコンピューター機器の販売
従 業 員 数	1,879名（男1,466名、女413名）
売 上 高	平成21年3月期 574,826百万円
経 常 利 益	平成21年3月期 4,109百万円
売 上 構 成 比	雑誌・コミック 53.8% 書籍 40.1% マルチメディア6.1%

※トーハン桶川SCMセンター（書籍送品・返品）概要

書籍（注文品）の送品から返品、さらには客送品専門流通やインターネット書店の専用物流など、注文品流通を集約した総合流通センター。市場に流通する膨大な商品の中から読者の求める一冊の本を的確・迅速に供給している。2007年10月に全面稼働開始し、高速自動仕分機や立体自動倉庫、自動検品システムなど最新鋭のFA機器を随所に導入。さらにセンター内に80万点、1,800万冊という豊富な在庫を擁し、注文品のリードタイム短縮を実現している。

昼食後、次ぎの見学先である(株)共同商事コエドブルワリー三芳工場に向かった。

予定通り午後2時に埼玉県入間郡三芳町にある現地工場に到着し、早速(株)共同商事 コエドブルワリー 代表取締役 朝霧重治氏と営業の松永将和氏から日本のビール市場の現状や「コエドビール」について説明を受けた。



コエドブルワリーの研修会 会場



コエドブルワリーでビールの試飲

コエドブルワリーでは香りや色など個性ある商品を5種類を製造している。

(株)共同商事のビール・発泡酒の取り組みは、サツマイモからビールをつくるということから始まり、2006年には培ってきた製造技術を活かして、新たなプレミアムビールブランド「COEDO」を立ち上げ、2007年度初めて挑戦した世界でも最も権威のある食品コンテストの一つ「モンドセレクションのビール部門において最高金賞を受賞した。



コエドブルワリーの玄関にて参加者全員で記念撮影

醸造のこだわり

●職人の手仕込み

理論と経験を併せ持った職人が、原料を真近にして丁寧に手仕込みを行っています。曾祖父から4代続くドイツ人ブラウマイスターを5年間社員として招聘し、ビールの歴史、技術、理論などを含めた醸造技術を伝承。現在では日本人の繊細な感覚を融合し醸造技術を発展させ、日本人のみで醸造しています。

●原料を直接仕入れ

ドイツ、オーストラリア産の麦芽を直接仕入れております。通常、日本国内の穀物商社から少ないロットで購入できますが、麦芽メーカーや種類の選択の幅が狭くなり、限られた条件での醸造になってしまいますので直接に仕入れております。

●長期熟成

COEDOの商品は2ヶ月～3ヶ月の期間を経て商品化されています。ビールは1ヶ月程で製品化できるタイプがほとんどですが、生産性よりも長期熟成による良効果を優先しています。

●酵母の自家培養

酵母を醸造所にて自家培養することにより、常に新鮮な酵母を使用することが出来ます。新鮮な酵母は力強い発酵を行い、発酵不良による品質の低下を回避することが出来ます。

●仕事の大半が「洗浄、殺菌、清掃」

「工場をクリーンに保つことが、ビール醸造の最大の基本」であることから、工場は常に清潔にしております。酵母以外の菌類を工場内に持ち込まない為に、醸造スタッフは特に菌が強い納豆は食しておりません。

●埼玉県川越産の紅赤芋を使用（紅赤－Beniakaーのみ）

(株)協同商事が川越の野菜や全国の有機野菜を扱っている会社でもあることから、生産量が少なく希少な紅赤芋を優先的に入手することが出来ます。地元の特産を使う事で紅赤－Beniakaーが、経済産業省と農林水産省が認定する「農商工連携88選」にも選出頂きました。

●古代小麦を原料の一部に使用

古代から品種改良されておらず、主にパンの原料のスペルト小麦を原料の一部に使用。近代の小麦は科学技術により「収量」「品質安定」を主目的に品種改良が行われています。

●酸性麦芽の使用

仕込みの過程ではPHを弱酸性に保つ必要があり、通常はケミカル添加にPHコントロールを行いますが、COEDOでは自然な乳酸発酵を行った酸性麦芽によりPHを調節しています。

※会社概要

社 名	株式会社協同商事
本 社 所 在 地	埼玉県川越市今福2908-2
資 本 金	6400万円
設 立	1982年
事 業 分 野	青果物卸売業・ビール製造事業・食品輸入事業・物流事業・花き卸売事業・環境関連事業

(社)日本加工食品卸協会東海支部ならびに中部食料品問屋連盟 共催 2009年度 セミナー開催

－11月4日－

平成21年11月4日（水）午後2時30分より、(社)日本加工食品卸協会東海支部ならびに中部食料品問屋連盟は、「2009年度セミナー」を名古屋国際会議場にて共催し、会員71社184名が参加した。

開催にあたり、主催者を代表して(社)日本加工食品卸協会東海支部会計幹事・西山 徹氏（中部食料品問屋連盟・常任理事）が「セミナーは昨年、中部食料品問屋連盟が60周年を記念して実務担当者を対象に企画し、(社)日本加工食品卸協会東海支部に参画して頂いて一層充実した企画にした。食品業界は、この1年でデフレが一層進行して非常に厳しくなったが、このような経済環境のなかで躍進している企業のトップから話を伺っていく。今後も会員にとって有益となる企画を立案し連盟を発展させていきたい」と挨拶。2009年度セミナーは、「世界の山ちゃん」などの



開会の挨拶をする
西山 徹氏

料飲店チェーンを展開する(株)エスワイフードサービス・代表取締役会長の山本重雄氏を講師に招いて“ ～ 明るく、元気に、ちょっと変 ～ 立派な変人たれ ”のテーマを聴講。山本重雄氏は「私たちの目指す『変』という言葉には、『ユニークで面白いこと』『変化していくこと』の2つがあり、どうすればお客様にもっと楽しんで頂けるのか、誠心誠意のサービスと活気溢れる笑顔で、明るく、元気に、ちょっと変を追求しています」とテーマを紹介した後に、不況時の対応法などの解説や世界同時不況のなかでも影響を最小限に留めて健闘する秘訣などを説明した。

厳しい景況のなかで躍進する企業経営者の講演に関心は厚く、実務担当者を中心とした参加者が熱心に聞き入っていた。



セミナー会場

関東支部 経営実務研修会開催

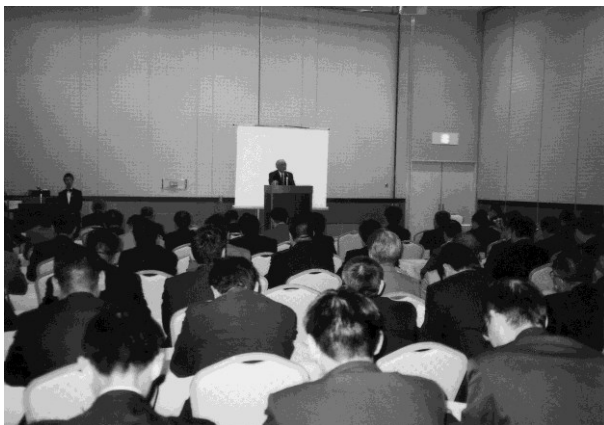
－11月10日－

11月10日（火）関東支部の経営実務研修会が日暮里のホテルラングウッドで開催された。当日は大澤偉宏氏（伊藤忠食品（株）の司会進行で、最初に関東支部長の吉野芳夫氏（（株）日本アクセス）が次のように開会の挨拶を述べた。

「今回の研修は、厳しい環境の打開策をテーマに二人の先生をお招きして一部は、流通効率を目指した事例研究、また二部では量販店の経営者としての経験をもとに、現場視点にたった具体的な話が期待できるかと思います。新政権が発足し、新しい政治のシステムが進行している中で、我々業界にどのような影響をもたらすのか今のところ定かではないが、内需の力強い復活が是非とも必要であり、それに基づいて消費の活性化を図りたい。流通の現場は、小売業のPBやNBも含めた価格面だけの安売り競争の状況であり追随したら私どもの将来は無く、いかに歯止めをかけていくか卸の最大の課題である。今こそメーカーに立ち上がってもらい、あるべき流通価格、売ってもらいたい価格がどの位であるか、声を大にして主張して欲しい時である。経営努力をして、体力の消耗戦に陥ることなく業界の秩序を重視し正しく適正な価格での取引推進に努力して欲しい。当研修会で、いろいろな話を聞いていただき、知恵を力を出し、デフレ打開に手を携えて戦っていきたいと思いますので、よろしくご支援のほどをお願いします。」

ついで奥山専務理事が日食協の事業活動報告を行った。

続いて講演に入り、（株）流通システム研究センター代表取締役社長の初谷誠一氏が、農林水産省事業である「効率的食品流通取引基盤確立推進事業」に係わる「効率的食品流通取引の先進事例の調査結果」について食品共同配送やIT基盤活用による事業内容について具体的に報告された。



関東支部 経営実務研修会 会場



開会の挨拶する関東支部長 吉野芳夫氏

最後に、（株）FOUR－SEEDS代表取締役社長 岡村洋次氏が、「消費再起動に向けた食品流通のプログラム」と題した講演を行い、その中で豊かであっても高い成長が望めない今日の消費・流通環境を「消費再起動期」と定義。

「小さな変化の積み重ねによって時代は反転したが、製・配・販は成功時代を引きずっている」とし「消費を再起動させるの

は潜在化した需要（ウオantz）を掘り起こす必要がある。と述べた。また「そのためには消費者に最も近い小売がマーケットを分析し、ウオantzに合った商品を卸しに求めていくべきであり、卸は多くの生産者との結びつきを生かし、小売のわがままな要求にこたえるべきだ」と述べ、現在の消費環境下で小売と卸が果たすべき新たな役割を強調した。

終了後、懇親会に移り、小島敏裕氏（（株）梅澤）の司会で、関東支部流通業務委員会委員長 大河内 茂氏（（株）升喜）が開宴と乾杯の挨拶を行い、大江正彦氏（三井食品（株））中締めで閉会となった。



懇親会で挨拶する関東支部流通業務委員長
大河内 茂氏



懇親会で中締めの挨拶をする
大江正彦氏

以下に講演の主要部分を掲載する。

講演録

消費再起動に向けた食品流通のプログラム

消費再起動へ行動を

（社）日本加工食品卸協会 関東支部 経営実務研修会

岡村洋次（おかむら・ようじ）氏

1948年福島県出身、72年イトーヨーカ堂入社、01年取締役情報システム部部长、02年同食品事業部部长、05年同執行役員販売事業部部长、08年同執行役員QC室長、09年株式会社FOUR-SEEDSを設立、代表取締役。サプライヤーシーズとカスタマーウォンツをつなぎ、低成長時代の消費再起動を促進する新たな製配販プログラムを提唱している。



「製配販は需要の変化に対応せず、従来のプログラムのまま商売を続けている。だから消費を再起動できない」-FOUR-SEEDS代表の岡村洋次氏（元イトーヨーカ堂取締役）は先月10日、日本加工食品卸協会の関東支部研修会で講演し、低成長時代の製配販に求められる新たな役割とマーチャンダイジングのあり方を提唱した。

食品流通が再び出口の見えない価格競争に飲み込まれる中、カスタマーウォンツとサプライヤーシーズを結びつける手法は、消費低迷脱却の強力な推進エンジンになる可能性がある。同協会の了承の下、講演要旨を採録する。

需要は潜在化した

商売のプログラム変えよ

本題に入る前に一つ前置きを。卸と小売という業態は、実は何も生産していない。本来、作る人と食べる人だけで関係が成り立つはずだが、その間に割り込んでいる。割り込んでいる以上、二つの責任がある。一つはお客様を幸せにしようという気持ち。もう一つはひたむきに頑張っている生産者を舞台に立たせようという気持ち。この意気込みがなければ、間に割り込む意味がない。

そのことをお伝えした上で、本日のテーマである消費再起動の話に入ります。ヨーカ堂時代の私は、月曜日の昼頃に社長・会長に営業報告に行っていました。先週はこう頑張りましたがダメでした、原因はこうだと思います。今週は行動を具体的にこう変えます。そんな話をする。でも、そう簡単に行動を変えられるものでもなく、実際は報告のほとんどが言い訳でした。

そのとき、腹の中でですね、需要が一巡二巡すればモノが売りにくくなる。だから厳しいんだと思っていた。卑怯な言い訳でした。需要が一巡二巡すれば、お客様は何度か心地よい思いをされている。それによってマーケットが濃くなり、需要が高まっていると考えるのが正解です。

ただ、気を付けなければならないのは、需要には二つの形が存在するということです。顕在化した需要（ニーズ）と潜在化した需要（ウォンツ）は、切り分けて考える必要がある。結論から言うと、今のお客様の需要はニーズじゃなくてウォンツなんです。製配販はその変化に対応せず、従来のプログラムのまま商売を続けている。だからお客様の消費を再起動できない。失礼な言い方ですが、やり方が悪い。

需要変化の流れを説明します。私はヨーカ堂を60歳で退職しました。量販店の春夏秋冬を全部経験した団塊の世代です。入社当時の72年はまさに量販店の春。貧しくても急成長していた時代です。私の74年のベースアップは32%でした。

需要が旺盛であるには、二つの要件が必要です。逆説的ですが、まず、貧しいこと。もう一つは予知不安がないこと。カネがなくても予知不安がなければ、なんとかなる。私は初任給5万4千円でしたが、貧乏した記憶がない。将来への不安どころか、明日の不安すら感じなかった。

入社の翌年に長男が生まれると、お金を握りしめて秋葉原にクーラーを買いに行きました。まさに顕在化した需要です。カネがあれば欲しいモノが沢山ある。なぜなら、当時の消費者は持っている価値がゼロだった。自分のアパートには何もなく、店に行けば何でもある。そういう時代の消費者は、価値に5段階のランクがあっても4とか5はいらない。1か2で十分。た

だし、一度に沢山のモノが欲しい。だからこそ、量販店は安売りとワンストップショッピングでその要望に応えました。

でも、消費が一巡し、みんなが1～2の価値を手に入れたら、もう一度1～2のモノを買うでしょうか？ やはり、次は3～4の価値を求めると思う。また、3～4の商品を売るには、売場に5の商品が必要になる。今日の量販店の苦しみはそこにあります。

量販店はかつて1～2の価値を1万平米の中で衣食住全部揃えていた。お客様が3～4の価値を求め始めたからといって、1～5を全部扱ったら1万平米に収まるはずがない。また、3～4の商品は売場で付加価値を表現しないと売れないのに、躯体が窮屈で表現できない。それが売れない原因なのに「この地域は民度が低いから高いモノが売れない」などと馬鹿なことを言っている。

さらに消費が一巡している以上、1～2の商品を売るには価格を下げなければならない。以前と同じ商品に魅力を感じさせるには、それ以外に方法がない。そうして量販店は1～2の商品で値入を落とし、3～4の商品でロスを出している。儲かるはずがない。

それを防ぐにはカテゴリーカットしかない。食品に特化し、ホームセンターと組み合わせて店を作る。あるいは学習塾などのテナントを入れたライフステーションとして業態を作り上げる。大型店はそういう方向に変わろうとしている。

話を戻しましょう。お金を握りしめてクーラーを買いに行ったときの私は、肉食動物のような目をしていた。消費起動期の顕在化した需要です。そういう需要に各プレーヤーはどう対応したか。真っ先に進化したのはメーカーで、世界に良質な原材料を求め、良質なモノを大量に生産した。

次に頑張ったのは卸。生産地から消費地にひたすらモノを運ぶだけでなく、消費地の近くにストック機能を持ち、ハンドキャリーの自在性を高めていった。定量的・物理的な役割をよくこなしたと思う。一方、小売は、ワンストップショッピングに対応できる大きな店を沢山つくり、お客様の利便性を高めました。営業時間も極力延ばした。

顕在化した需要に対し、メーカーはとにかく良いモノを作り、卸はガンガン運び、小売は一生懸命店を作った。簡単なことではないが、頑張れば必ず結果が出る。単純で分かりやすい時代だった。ところが、世の中はその後大きく変わり、豊かであっても低成長な時代へと反転した。戦争や天災といった大きな事象で変わったわけじゃない。小さな変化が数多く重なり、大きく変わってしまった。新しい時代に合った新しいプログラムに変えていかなければならないのに、変わっていないんですよ。

定性化する卸の役割

カスタマーウォンツ サプライヤーシーズ 配販協力で結べ

今の時代は需要が潜在化しており、お客様は何が欲しいのかすら分かっていない。幸せになりたい、もっと快適になりたいと思っているが、何が自分を快適にしてくれるのかが分からない。そうだとすれば、マーチャンダイジングは潜在化した需要、つまりウォンツを明らかにするところから始めなければならない。方法は幾らでもある。ただし、仮説立案をして、お客様がどう反応したかを調べるのは、メーカーではない。お客様とのインターフェースを一番多く持っている小売である。

一方、新しい時代の卸の役割は何か？ 私がヨーカ堂の販売事業部長だった頃の事例でお話

ししましょう。当時、千葉のほうに新しい店を出すことになり、1年半前から店長以下30名を現地に送っていろいろな調査をさせました。報告によると、その地域は都心に通う人が多く、ご主人は6時から6時半の間に朝食を食べている。だから食パンの需要が高い。それならば、食パンのプライスゾーンをこう設定して、品揃えをグレードアップさせましょう、棚割はこうすべきです。そんな話を聞かされ、途中で怒鳴ってしまった。

もっともらしく聞こえるけれど、お客様は本当にパンが好きで食べているのかと。調査結果をみると、朝食の用意に費やす時間が7分、食べる時間が5分、合わせて12分しかない。タイトな食事だからパンなんですよ。だけど、その12分の中で、おいしいね、今日も1日頑張ってくるよ、そういう会話を作って差し上げるのが小売の役目だろうと。パンが好きな人もいるが、味噌汁の香りでご主人を目覚めさせてあげたい人もいる。だとすれば、生味噌にダシを入れた使いやすい商品を作れないのか。すぐに卸さんに相談しなさい。そう伝えました。

われわれは加工食品でせいぜい4千アイテムしか扱っていない。しかし、世の中にはもっと沢山の商品がある。菱食さんも日本アクセスさんも40~50万ぐらいのアイテムを登録している。われわれはこういうモノを売りたいんだ、PBとしてこれだけ売るんだというコミットを出せば、作ってくれる会社は幾らでもあるだろうと。

卸は小売のこういうわがままな要求に対し、「待ってました」というスタンスで臨むべきだと思う。なぜなら、卸はひたむきな生産者が沢山いることを知っている。小売はお客様の喜ぶ顔を思い描きながら大胆な仮説を立て、わがまま承知で卸に投げかける。卸は物流・商流・情報流を駆使して小売の要望に応える。そういう連携が必要です。

私は商流という言葉があまり好きじゃない。本来の商流とは、商いのステージに乗せてあげることです。せっかくいい生産者がいても、表示がキチンとしていなかったり、量が多すぎて使いにくいことがある。それを改善し、製品を商品に作り替えてあげるのが、真の商流だと思う。

情報流というのは、作り手の思いやこだわりを商品分類や表現方法によって光り輝かせること。物流・商流・情報流。この3つを担わない卸なら、いらないですよ。そういう点からすると、卸の役割はかつての定量的なところから定性的なものに変わってきている。

その中でメーカーに求められるのは、まず、技術の鍛錬。ライフサイクルが短くなっているので、生産ラインの自在化なども必要でしょう。ひたむきにいいモノを作り、新しいモノにどんどんチャレンジするための生産ラインはどうあるべきか。そういうことを考えてほしい。

消費再起動に向け、製配販がこういう仕事をするならば、コーポレーション的な協業関係が必要になる。資本も会社も違う三層の結び付きを可能にしてくれるのが、ITソリューションです。われわれはもっと積極的にITを自分の体に引きつけなければならない。

問われるトップ認識

MD改革へ企業間合意急務

以上が潜在化した需要に対する各プレーヤーの役割。では、具体的にどんなプログラムが求められるのかというと、新しい時代のマーチャンダイジングには、価値発見、価値創造、価値伝達、評価—この4つのステージがあると思う。

価値発見のステージには、やることが二つある。先ほども申し上げたように、お客様を知ることと、生産者を知ること。この二つを重ね合わせて新しい価値を提案する。まず、お客様の

ニーズとウォンツを知るには、社会構造を徹底的に調べる。

商圈内には戸建てが多いのか、集合住宅が多いのか、学区はどういう編成になっているのか、ありとあらゆる社会構造を調べる。すると、際立った特徴が2つか3つは見つかる。見つかったら、今度はその生活様式を徹底的に調べる。その中から、どうすれば地域のお客様を幸せにできるかが見えてくる。

あとは、それを実現する商品を卸に頼む。卸がサプライヤーシーズを常に集めていてくれれば、カスタマーウォンツと組み合わせて商品を作り込める。その作り込みの作業が次の価値創造のステージということになるが、これについては何も心配していない。日本のメーカーは何でも作れる。作らないのは、熱いコミットが出ていないからですよ。小売がどうやって、どのくらい売っていくのかを伝え、卸が他の客先にも提案していく意欲を見せれば、メーカーは作ってくれる。

問題は次の価値伝達です。ここでお話ししたいのは、フィジカルエビデンス。物理的な証明・証拠という意味ですが、日本の小売はそういう論理的なもの（の見せ方）を蓄積していない。たとえば、スーパーは入口でわくわく感を盛り上げる。しかし、遠くからは価格も素材も分からない。分かるのは色。だから入口に果物を配置する。また、お客様は店に入ってきた瞬間に目線が横に動くので、縦方向に様々な色が配置されていれば、気分が高揚してくる。日本でこういうことに真剣に取り組んでいるのは、ヤオコーさんとベニマルさんぐらいでしょう。小売はモノをよく見せることをもっと研究すべきです。

最後の評価のステージは、売れたかどうかじゃなく、先ほどのダシ入りの生味噌の話でいえば、お客様が朝、ちゃんと味噌汁を作ってくれたのか。そこまで追跡する。FSPを使えば、誰がその味噌を買い、同じ人がリピートしているかどうかまで調べることができる。仮説通りになったのか、お客様が幸せになったのか。評価の方法は幾らでもあります。

以上4つのステージを組み合わせて、消費の再起動を促すのが私の仕事だと思っています。今は入口がインフレで出口がデフレという状況ですが、こんな環境が長く続くはずがない。お客様が価格を価値だと感じている商品は全てではない。何から何まで安くするから、販管費をガンガン下げることになり、付加価値を表現すべき商品まで汚い売り方になっている。私はお客様が価格に喜んでいることを否定しない。ただ、そうじゃない商品を組み合わせ、レシート1枚当たりの粗利をどう高めていくかが大事なんだと思う。それは小売だけではできない。卸にも助けてもらわなければならない。

しかし、卸の皆さんが小売の商品部で志を持ってお話しになっても、なかなか受け入れてもらえない。今話してきたようなことは、トップマネジメントの仕事なんだと思います。卸と小売のトップが、お互いの社員にこういう意識を持たせ、こう働かせましょうということを確認し合わないダメです。そういう仕事をしていただきたいと思います。

（食品新聞：平成21年12月9日付卸流通版より転載）

東北支部 経営実務研修会開催

－11月12日－

平成21年11月12日（木）東北支部主催の経営実務研修会がホテル仙台プラザで開催された。

当日は、研修会に先立ち、会員卸、事業所会員の経営トップの方々が15時に集合して情報交換会を行った。内容は時節柄各企業の新型インフルエンザ対策のBCPの策定状況についてであった。15時30分から賛助会員も合流して経営実務研修会が行われた。

降幡 進氏（東北国分(株)）の司会進行で、最初に東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を行い、ついで奥山専務理事が日食協の上半期の活動状況を報告した。この後、講演の部に入り最初に（株）流通システム研究センター代表取締役の初谷誠一氏が、農林水産省事業である「効率的食品流通取引基盤確立推進事業」に係わる「効率的食品流通取引の先進事例の調査結果」について食品共同配送事業やIT基盤活用による事業内容について具体的に報告された。ついでフロンティアマネジメント(株)代表取締役の松岡真宏氏が「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」について中間流通業が日本の小売業界の健全な競争を支え、日本の物価安を実現していることや内外価格差は単に為替の問題であり産業構造の問題ではない等について講演された。

終了後、懇親会に移り、開会の挨拶を佐藤成生氏（伊藤忠食品(株)）が行い、中締めを近本信之氏（キッコーマン食品(株)）が行って閉会した。



開会の挨拶をする東北支部長 堀内琢夫氏



講演する松岡真宏氏



講演する初谷誠一氏

北陸支部 経営実務研修会開催

－11月19日－

平成21年11月19日（木）北陸支部主催の経営実務研修会が金沢市のANAクラウンプラザホテル金沢で開催された。



開会の挨拶をする北陸支部長
荒木 章氏

当日は、会員卸と賛助会員総勢75名が出席して16時から北陸支部長の荒木 章氏（カナカン(株)）が司会進行を兼ねて開会の挨拶を述べ、この後奥山専務理事が日食協の事業活動報告を行った。

ついで講演の部に入り、最初に((株)流通システム開発センター代表取締役社長の初谷誠一氏が、農林水産省事業である「効率的食品流通取引の先進事例の調査結果」について食品共同配送やIT基盤活用による事業内容について報告された。

ついで((株)FOUR-SEEDS 代表取締役社長の岡村洋次氏が、「消費再起動に向けた流通産業プログラム」という演題で講演し、低成長時代の流通産業に求められる新たな役割とマーチャンダイジングのあり方を提唱した。終了後、北陸支部としては初めて懇親会を開催し、北陸支部副支部長の澤田悦守氏（北陸中央食品(株)）が開宴の挨拶を行い、中締めを塩田則國氏（(株)田中与商店）が行って閉会となった。



講演する岡村洋次氏



北陸支部 経営実務研修会 会場

北海道支部 経営実務研修会開催

－11月27日－

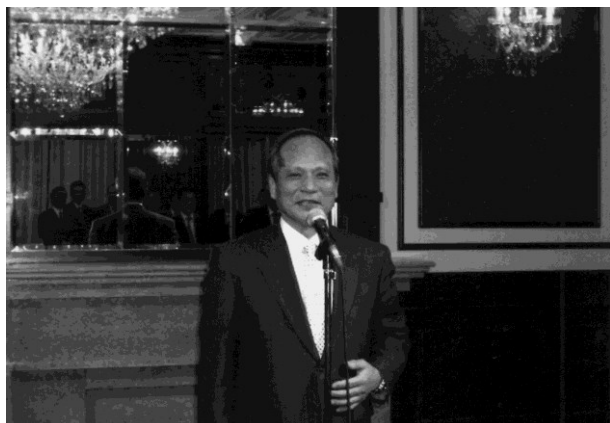
平成21年11月27日（金）北海道支部のワーキンググループは、ホテルモントレエーデルホフ札幌で賛助賛助会員との懇談会を開催した。

当日は、15時30分から39企業42名が参加し、菊池弘祐氏（（株）スハラ食品）の司会進行で講演会を行った。

最初に、（株）FOUR－SEEDS 代表取締役社長 岡村洋次氏が「消費再起動に向けた食品流通プログラム」と題して、「卸と小売は何も生産していない。生産者と生活者の間に割り込んでいる以上、2つの責任がある。小売は生活者を幸せにしようと願うこと、卸は生産者のサプライヤーシーズを活躍できる舞台に上げようとする想い。」などについて現場視点に立った内容を熱っぽく講演した。



講演する岡村洋次氏



懇親会で中締め挨拶をする
佐田幸夫氏

続いて（株）流通システム研究センター代表取締役社長 初谷誠一氏が今年度の農林水産省事業である「効率的食品取引基盤確立推進事業」から「先進的流通の標準化・共同化事業の事例について」講演。最後に奥山専務理事が「日食協活動の近況報告」を行った。

終了後、懇親会に移り、東洋水産（株）高橋清氏から開宴のご挨拶いただき、中締めを佐田幸夫氏（伊藤忠食品（株））が行って閉会となった。

九州沖縄支部連絡協議会・賛助会員連絡会開催

－12月1日－

平成21年12月1日（火）九州沖縄支部は、博多ANAクラウンプラザホテルにおいて17時より連絡協議会を開催した。

当日は、事務局の白土恵一氏（コゲツ産業（株））の司会進行で始まり、冒頭に九州沖縄支部長本村道生氏（コゲツ産業（株））が開会の挨拶を行った。



開会の挨拶をする九州沖縄支部長
本村道生氏

ついで議事に入り、①平成22年度九州沖縄支部及び各県同業界主催新年交礼会について ②年末年始配送について ③各県同業界活動内容についてを審議検討し、最後に、奥山専務理事が日食協活動報告を行った。

終了後、会議場を移して賛助会員連絡会を行った。連絡協議会に引き続き、事務局の司会進行で始まり、最初に、本村支部長が開会の挨拶を行った。

引き続き議事に入り、連絡協議会と同様の内容について事務局から報告説明し、最後に奥山専務理事が、日食協の事業活動についての近況を報告した。

終了後、懇親会を行い、開宴のご挨拶を賛助会員を代表して竹内秀樹氏（味の素(株)）が行い、中締めを出森義人氏（ヤマエ久野(株)）が行って閉会とした。

平成21年度 新物流コスト実態調査

(平成20年4月～平成21年3月)

社団法人 日本加工食品卸協会 関東支部 流通業務委員会

平成20年度を対象とする物流コストについて、8月に関東支部流通業務委員会企業11社から回収した新物流コスト実態調査票を集計し、分析を行った。

担当は、渡辺 徹氏（三井食品(株)）。今回の調査は、前半と後半の経済社会情勢が大きく様変わりした異常な状況の中で、どのようにコスト構造が変化したか大変結果が注目された。尚、調査対象企業は、前年から1社減少した11社となる。

平均ケース単価は、平成18年度を底に上昇に転じ、多くの商品群で価格改定が実施された今年度は大幅な回復を示し前年から249円上昇した2,667円となった。

※ケース当たりの物流コスト（CF除く）は、昨年から7.0円減少の124.04円となる。したがって平均ケース当たりの物流コスト比率は、平均ケース単価の上昇の寄与もあって前年から0.76%減少した4.65%となった。内容的には、データ処理費、設備は堅調に推移し、ウエイトの高い流通加工費は、景気後退に伴う庫内作業の人件費の時間当たり単価が減少したのが寄与し前年から11.2円の減少し、物流コスト低減の主因となる。また物流コストにおける最大費用の配送費は、上半期における燃料高騰が大きく影響し前年から5.08円上昇した56.21円となった。

※今年度の物流コストの実態は、ケース単価の上昇とコストの削減という加工食品卸の経営改善を端的に表す結果となるが、この物流コスト以外にセンターフィの負担があり、このコストも加えて物流費トータルの管理を行い、経営構造の強化に努めたい。

(センターフィの項目は、現状各企業で処理科目が異なり調査結果から除外している。)

常温加工食品のケース単価及び物流コスト

単位：金額(円)・比率(%)

物流コスト	平成20年度		平成19年度		平成18年度		20/19		19/18	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	増減額	増減率	増減額	増減率
ケース単価	2,667円		2,418円		2,407円		148.0	6.12	11.0	0.45
データ処理料	11.48	0.43	12.82	0.53	12.58	0.52	1.34	0.12	0.24	0.18
設備費	22.59	0.85	22.13	0.91	22.33	0.93	-0.46	-0.02	-0.2	-0.15
流通加工費	33.76	1.26	44.96	1.86	38.98	1.62	11.2	0.33	5.98	4.57
配送費	56.21	2.11	51.13	2.11	61.25	2.54	-5.08	-0.09	-10.12	-7.73
合計	124.04	4.65	131.04	5.41	135.14	5.61	-7.0	-0.06	-4.1	-3.13

平成21年度 合同懇談会開催

－中部食料品問屋連盟－

中部食料品問屋連盟は、平成21年11月16日（月）午後3時半より「正会員・賛助会員合同懇談会」を名古屋観光ホテルで開催した。

正会員25社、賛助会員124社198名が参加した。

当日は、山田将聖氏（(株)中部飲食料新聞社）の司会進行で最初に、中部食料品問屋連盟会長の永津邦彦氏が挨拶し「政府からの食品業界の課題として、食品の安全・安心、少子高齢化への対応、環境への対応、流通の効率化・高度化が挙げられた。基本となることであり、徹底して掘り下げて着実に改善していきたい。総じて量販店は既存店売上げが伸び悩むなど厳しく、卸の商品供給も前年を大きく下回り更なるコストダウンを進めている。かつてない厳しい環境にあり、

正会員が結束し賛助会員の力を借り難関を乗り越えていかねばならない。」と述べた。ついで第一部の研修の部は日食協の奥山専務理事が「消費不振が続くがいたずらに体力を消耗することなく、付加価値型の商売を推進していくことが求められる。厳しい状況の中だからこそできるビジネスモデルの革新を進めていきたい。」と述べ、「返品実態調査実施」「新取引制度の研究」「環境問題」などの重点活動について概要を報告した。

第二部の講演の部では、鈴木孝之氏（(株)プリモリサーチジャパン代表）が、「小売業界の現状と展望」をテーマに詳細なデータを基に「少子高齢化に対する戦略的対応として販売チャネルの見直しが必要であり、成長戦略として中国などの海外市場に活路を求めることも重要。ドラッグストアと調剤薬局の合わせて10兆円市場に注目を。小売業の“製造小売業化”が進み、商品開発、商品調達を軸に、グループ化、統合、再編が本格化する。」と述べた。



講演する鈴木孝之氏



開会の挨拶をする中食連会長
永津邦彦氏

終了後、懇親会を行い、中部食料品問屋連盟副会長の青山和暁氏（(株)昭和）の開会挨拶に続き、小原応孝氏（味の素(株)）が乾杯の発声を行って開宴し、歓談後、中締めを川村 修氏（カゴメ(株)）が行って閉会となった。

関連省庁・団体からのお知らせ

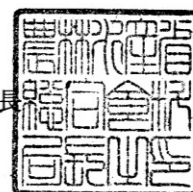
国内での新型インフルエンザ感染者の増大に備えた
「基本的対処方針等Qの&A」の改定に関する情報提供について



21総合第1472号
平成21年11月25日

社団法人 日本加工食品卸協会 会長 殿

農林水産省総合食料局長



国内での新型インフルエンザ感染者の増大に備えた「基本的対処方針等のQ & A」の改定に関する情報提供について

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、これまでも貴団体に対し、政府の新型インフルエンザ対策本部による「基本的対処方針」等について情報提供し、感染拡大の防止のための措置の徹底について対応をお願いしているところです。

今般、最近までの状況の変化を踏まえ、11月16日に、同本部事務局において「基本的対処方針等のQ & A」が改定され、公表されましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましては、これらの内容を御了知の上、貴団体において適切に対応されるとともに、貴団体から傘下事業者等の皆様方に対してこれらの情報を提供し、感染拡大の防止のための措置等の実施に御協力いただきますようお願いいたします。

「基本的対処方針」等のQ & A

(問1) 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴をどのように考えればよいか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザは、
 - ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効であること等、季節性インフルエンザと類似する点が多い。
2. 他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者を中心として、また現時点では数が少ないものの健康な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られることである。

(問2) 今回の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。

(答)

今回の新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、(問1)のようなウイルスの特徴を踏まえ、

- ① 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、
- ② 重症者や重篤化しやすい基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げている。

(問3) サーベイランスにおいて、感染拡大の早期探知は停止したのか。

(答)

1. サーベイランスについては、厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」(以下、「運用指針」という。)において、更に患者数が大幅に増加した場合は、感染拡大の早期探知の取組を停止することとしている。
2. そのため、患者数の増大に応じて、10月12日より、感染拡大の早期探知を行う体制から、基礎疾患を有する者等が多く存在する医療機関や社会福祉施設等における大規模な集団発生の把握及び、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校における学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖数等について重点的に把握する体制に移行したところ。
3. 今後とも、医療機関等の現場にとって過度の負担にならないよう留意しつつ、サーベイランスの着実な実施を行っていくこととしている。

(問4) 国内の感染状況は、どのように情報提供される

のか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザが、本格的な流行期に入ったことを踏まえ、サーベイランスの着実な実施を行うこととしており、具体的には次の事項を把握し、厚生労働省、国立感染症研究所や地方公共団体のホームページへの掲載の他、適宜マスコミを通じて、医療従事者や国民に伝達することとしている。

(1) 重症化及びウイルスの性状変化の監視

入院した重症患者の数や病状を把握するとともに、あらかじめ定められた病原体定点医療機関からインフルエンザ患者の検体提出を受け、地方衛生研究所及び国立感染症研究所において、ウイルスの性状、病原性や薬剤耐性など、ウイルスの性状変化に対する監視を実施する。

(2) 全体的な発生動向の把握

あらかじめ定められた定点医療機関におけるインフルエンザ患者の発生状況の保健所への報告に基づき、全体的な発生動向を把握する。

(3) 地域における感染拡大の探知

地域において放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を把握し、感染の急速な拡大の防止を図るため、基礎疾患を有する者等が多く存在する医療機関や社会福祉施設等における大規模な集団発生の把握及び、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校における学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖数等について重点的に把握を行う。(患者数の増加に対応し、早期探知から大規模な集団発生の把握に重点を移しているところ)

2. 今後とも、医療機関等の現場にとって過度の負担にならないよう留意しつつ、サーベイランスを継続し、適切な情報提供を行っていくこととしている。

(問5) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

(答)

1. 当面の措置として掲げている事項は、咳エチケットなど季節性のインフルエンザ対策と共通のものもあるが、今回の新型インフルエンザについては、
 - ① 現時点では、基本的には国民に今回の新型インフルエンザウイルスに対する免疫がないと考えるべきであること
 - ② 基礎疾患(慢性疾患)を有する者を中心として、また現時点では数が少ないものの健康な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られること等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。
2. このため、国内での感染防止策として、
 - ① 外出に当たっての注意の呼びかけ
 - ② 発熱者に休暇取得を促すこと等、従業員や児童・

生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請

③ 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請

④ 学校・保育施設等の臨時休業の要請

⑤ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請
等の措置を講ずることとしたものである。

3. いずれの措置も一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

(問6) 医療の確保については、今回の基本的対処方針でどのように示されているのか。

(答)

医療の確保については、重症者の救命を最優先とし、発生動向に応じた外来診療体制の整備や重症患者の増加に対応できる病床を確保することとし、その整備方針については、「運用指針」において、その内容を詳細に示したところである。

その内容としては、

○外来診療については、都道府県等は、夜間や休日の外来患者数の増加に備え、地域医師会と連携し、救急医療機関への支援等の協力体制を調整すること、

○入院部門については、都道府県等は、病床数、人工呼吸器保有台数及び稼働状況等を把握し、必要に応じ患者の受入調整を行うとともに、特に透析患者、小児、妊婦等の重症者の搬送・受入体制を整備すること等である。

(問7) 発熱等の症状を認め、インフルエンザと診断された患者は、季節性インフルエンザに罹患しているのか、新型インフルエンザに罹患しているのか区別がつかないが、こうした患者やその家族などは、どのように行動すればよいのか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザについては、ほとんどの事例において軽症で経過しており、全例において新型インフルエンザを診断する必要は認められていない。インフルエンザ様症状を認める患者は、必要に応じて医療機関を受診し、軽症の患者については原則として自宅で療養する。その同居者は患者からの感染を防ぐよう、手洗い、うがい等の感染防御を家庭内でとっていただきたい。
2. 基礎疾患を有する者等(※)については、軽症であっても早期にかかりつけ医等に電話をし、又は医療機関を受診して、抗インフルエンザウイルス薬の内服等も含め医師の指導に従って療養していただきたい。
3. また、基礎疾患の有無によらず、重症者及び重篤化するおそれを認める者については、医師の判断により入院治療を行うこととしている。(このとき、医師が必要と認める場合にはPCR検査等のウイルス検査の実施について保健所等に依頼することが可能。)

(※) 妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

(問8) 咳等の症状のある者は、外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

(答)

1. マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散をかなり減少させることが期待できる。
2. このため、インフルエンザ様の症状のある方は、できる限り外出を控えていただくことが望ましいが、やむを得ず外出する場合は、飛沫の拡散を防ぐために、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが必要である。
3. 症状のない方については、マスクをすることによる感染予防が一定の効果しか期待できないため、マスクを着用することのみによる防御を過信せず、手洗い、うがい等の感染防止策を講ずることが望ましい。

(問9) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

(答)

1. 全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、地方公共団体や関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも地方公共団体関係部局や関係団体に周知することになる。
2. 周知については、1. のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。
 - ① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や地方公共団体がやっている。
 - ② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関係省庁や地方公共団体から関係団体や学校等に要請している。
 - ③ 集会・スポーツ大会等については、地方公共団体から要請している。
 - ④ 学校・保育施設等の臨時休業については、地方公共団体(都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等)が要請している。
 - ⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請している。
 - ⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や地方公共団体が事業者団体に要請している。

(問10) この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されたのか。

(答)

10月1日の対策本部会合で決定された「基本的対処方針」は、当日対外発表され首相官邸のホームページに掲載された。

また、厚生労働省は、10月2日（金）に都道府県等の担当者を集めた会議を開催し、その内容を説明したうえで、併せて、会議の内容を市町村にご説明いただくよう、都道府県等に対し要請したところ。

（問11）国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。

（答）

今回の新型インフルエンザの多くの感染者は、軽症のまま回復していること等から、現時点においても、外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請することは考えていない。

（問12）米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。

（答）

1. 米国では、季節性インフルエンザについても、通常、学校閉鎖は行わないが、今回の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校解除後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った例も聞いている。
2. 地域で最初の感染が確認された時など、少数の発症者しかいない時点で積極的な臨時休業を行うことで、地域への感染拡大を抑える効果があると考えられている。
3. 我が国では、従来から、季節性インフルエンザにおいても学校保健安全法に基づき、学校閉鎖を行っているところであり、その基本的考え方を厚生労働省において示しているところ、今回の新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

（問13）学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

（答）

大学については、多数の児童・生徒が長時間一つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

（問14）学校・保育施設等の臨時休業は、どのように取り扱われるのか。

（答）

1. 学校・保育施設等の臨時休業については一定の効果があったところであり、引き続き、学校・保育施設等で患者が発生した際には、都道府県等が感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、臨時休業を要請するこ

ととしている。また、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことも可能である。

2. なお、臨時休業の要請がない場合にあっても、学校・保育施設等の設置者は必要な臨時休業を行うことができる。
3. 厚生労働省では、臨時休業に係る判断に資するため、基本的考え方の提示など必要な情報提供を行うこととしている。

（問15）臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

（答）

高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

※ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

（問16）保育施設等の臨時休業は、都道府県等が要請するとされているが、どのように行うのか。

（答）

1. 保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、市町村と相談した上で行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行うことを基本とする。
2. これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、市町村と相談した上で都道府県が行うことを基本とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

（問17）保育施設が臨時休業になり、子どもを預けられなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

（答）

事業者には、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなど配慮していただきたいと考えており、厚生労働省や地方公共団体から事業者団体に対し、その旨を要請しているところである。

（問18）保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になった場合、保育サービス

や介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

(答)

1. 臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行ったり、現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かりなど既存の保育サービス資源を活用した対応について、厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対し、配慮要請を行っている。
2. 高齢者の短期入所、通所介護等については、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって、必要な介護サービスを確保するよう厚生労働省や地方公共団体から事業者に対し、要請をしている。
3. なお、訪問介護サービス等については、当該地域においても、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して、通常通りサービスを提供することとしている。

(問19) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

(答)

1. 従来から、学校が臨時休業となった場合、当該学校に児童・生徒を通わせている従業員に配慮するよう、事業者には要請を行うことはしていない。
2. しかし、保育施設については、
 - ① 学校と異なり、就学前の乳幼児についての保育を行う場所であること
 - ② 夏休み等がある学校と異なり、本来、その性格上、休業は想定されていないこと等から、改めて事業者には要請することが必要と考えられる。

(問20) 在宅の障害者や高齢者等への支援とは、どのようなものか。

(答)

1. 在宅の障害者や高齢者等への訪問介護等の支援については、問18を参照されたい。
2. また、市町村においては、必要に応じ状況を踏まえて、市町村の事業等を活用するなどして、在宅の障害者、高齢者等への見回りや食事提供等の支援を行うことが考えられる。

(問21) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業者においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染機会を減らすための工夫の検討として、例えば、

①発熱症状のある者については、休暇を取得させた上で医療機関を受診させ、医師の指導に基づき自宅療養等を実施するなどの対応を検討していただくこと、

②ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが考えられる。

2. また、それぞれの事業者において、感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただきたい。

(注)「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114

に記載する感染防止策の例において、

・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）

・患者の入場防止のための検温

・訪問者の氏名、住所の把握

といった措置までは、検討する必要があると考えている。

(問22) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設においては、利用者間で感染が生じないようにするための工夫の検討として、例えば、
 - ① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと
 - ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
 - ③ 利用客が施設内で発症した場合に備えること等が考えられる。
2. それぞれの事業者において、感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただきたい。

(問23) 従業員が今回の新型インフルエンザに感染していることが確認された場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させる必要があるか。

(答)

1. 従業員の感染が確認された場合、事業者は、従業員全員を自宅待機させる必要はないまでも、感染拡大防止の工夫をしていただきたい。
2. 職場で大規模な集団感染が疑われるケースについては、事業者は、保健所と相談の上、必要に応じ、感染拡大防止のため、事業運営において感染機会を減らすための防止策等の協力をしていただく必要があると考えられる。

(問24) 患者が急増した地域等とは、どのような地域等をいうのか。

(答)

国立感染症研究所のホームページにおいて定期的に発表されている定点医療機関当たりの報告数により、警報

レベルや注意報レベルという流行の増加を都道府県レベルで示しており、患者が急増した地域等にあたるかどうかは、こういった情報を参考に判断していただきたい。

〔問25〕国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

〔答〕

国においては、「基本的対処方針」及び「運用指針」を踏まえ、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、各省庁において、例えば、次の工夫を行うこととしている。

- 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、うがい等呼びかける。咳等の症状のある者には、咳エチケットの徹底、混み合った場所でのマスク着用を呼びかける。
- 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。
- 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する。
- 職員の健康管理を徹底する。
- 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。
- 職員に対し、発熱症状やインフルエンザ様症状のある場合には、通勤前に医療機関に受診するよう勧め、医師の指導に従うよう呼びかける。
- 職場における手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。また、庁舎の入口等に速乾性アルコール製剤を設置する。
- 職場において不特定多数の者が触れる場所や発症者が触れた場所については、清掃・消毒を徹底する。
- 各省庁が主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う。
- 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。
- 来訪者については、例えば、庁舎の入口にポスターや看板を設置するなどして、発熱等の症状を有する者が庁舎内や執務室内へ入館しないよう対応を検討する。
- 窓口業務等対面で業務を行う場合には、例えば、マスクを着用する、対面する人と人との距離が1～2メートルとなるようにするなどの感染防止策を検討する。
- 庁舎内で発症者が出た場合の対応について検討する。

〔問26〕従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。

〔答〕

1. 政府の従来の新型インフルエンザ対策については、スペインかぜや鳥インフルエンザ（H5N1）に由来する新型インフルエンザも念頭に置きながら、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」として整理している。

2. しかし、今回のウイルスは、現時点では、軽症の方が多いという特徴を持ち、「新型インフルエンザ対策行動計画」が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっている。

3. このため、今回のウイルスの特徴にかんがみ、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることが適当と考えており、行動計画等をそのまま適用するのではなく、対策本部（本部長：内閣総理大臣）で決定した「基本的対処方針」により、的確な対応を行っていくこととしている。



事業継続計画 策定例のイメージと解説

【加工食品卸売業】

株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント

目 次

はじめに	1
ステップ1：現状認識と方針決定	3
ステップ2：事業影響分析	5
ステップ3：リスク分析	10
ステップ4：対策の検討と事業継続戦略の決定	12
ステップ5：対策の詳細決定と対応計画・実施計画の策定	16
ステップ6：対策の実施	18

コメ 米のトレサビ法の実際の運用につながる政省令まとまる

(社)食品需給研究センター

農林水産省は、「米穀等の取引等に係わる情報の記録および産地情報の伝達に関する法律」(コメのトレサビ法)の実際の運用につながる政省令をまとめた。産地から卸などの各段階での米の産地など情報の記録・伝達、消費者向けの商品への表示、外食での目ニューでの表記などを義務付けた。JAS法の品質表示基準がカバーしていない米粉製品や米菓、清酒、みりん、単式蒸留焼酎など幅広い商品と業態を対象としている。

施行は記録・伝達が2010年10月、表示は2011年7月からとなる。

FMRIC
Food Marketing Research & Information Center
社団法人 食品需給研究センター

コメ 米トレサビリティ法について

2009年11月

社団法人 食品需給研究センター

酒井 純

TEL (03)5567-1993 FAX (03)5567-1934
sakai@fmrict.or.jp

コメ

米トレーサビリティ法の背景

- 事故米穀の不正流通問題が明るみに出たとき、汚染された米の流通先の一部を特定できなかった
 - 「記録が保管されていない」「記録を処分してしまった」
 - 「記録はあるが、問題のロットの販売先を絞り込めない」
- 不正の再発防止のために、チェックする仕組みが必要
 - 政府によるチェックがずさんだった
 - 不正の誘因がある
 - ・ 通常の国産米と、MA米、用途制限米（「加工用米」「飼料用米」）との間の大きな価格差
 - 記録がなければチェックできない
- 消費者の原産国に対する関心の高まり

All Rights Reserved, Copyright (C) 社団法人 食品需給研究センター 2009

1

コメ

米トレーサビリティ法

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
 - 2009年4月公布。記録の作成・保存は2010年10月1日から、産地情報伝達は2011年7月1日から義務づけ。
- 対象品目の範囲
 - 米穀：もみ、玄米、精米及び碎米
 - 主要食糧に該当するもの：米粉、米粉調製品、米こうじ、米穀をひき割りにしたもの、ミール、米菓生地等
 - 米飯類：各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等（いずれも、冷凍食品・レトルト食品及び缶詰類を含む。）
 - ・ 米飯類については、いわゆる「白めし」のほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象
 - もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
- 対象事業者の範囲
 - 生産者を含め対象品目を取り扱うすべての事業者

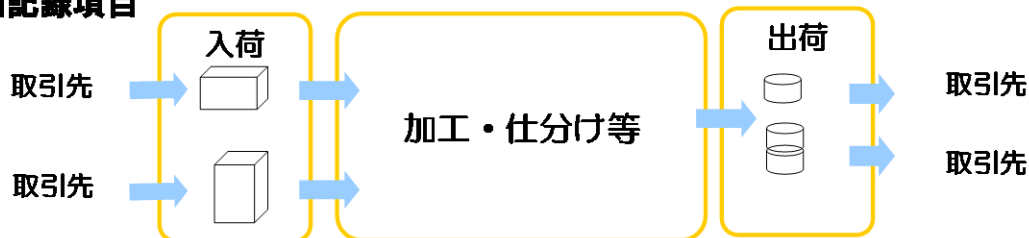
All Rights Reserved, Copyright (C) 社団法人 食品需給研究センター 2009

2

コメ

米トレーサビリティ法 記録の作成・保存の義務

■記録項目



①入荷したものの記録

- ・名称
- ・米の産地(*)
- ・数量
- ・入荷年月日
- ・取引先
- ・搬入した場所
- ・用途限定米の場合、用途

③入荷したものと 出荷したものの 対応関係を明らかに するための記録

ただし
努力義務

②出荷したものの記録

- ・名称
- ・米の産地(*)
- ・数量
- ・出荷年月日
- ・取引先
- ・搬出した場所
- ・用途限定米の場合、用途

■原則として3年間は保存

* 米加工品の消費者向け製品であって、商品に産地表示がされている場合は産地の記録は不要。

All Rights Reserved, Copyright (C) 社団法人 食品需給研究センター 2009

3

コメ

米トレーサビリティ法 産地情報伝達の義務

■ 情報伝達を行う事業者の範囲

- 一般消費者に対して: 対象品目を消費者に提供する事業者（販売業者・提供業者等）
 - ・ 提供業者（外食など）は、米飯類以外は産地情報伝達は不要。
- 事業者間取引における情報伝達: 対象品目およびその原材料となる米穀等を扱う事業者

■ 消費者への情報伝達の仕方

- 商品の容器・包装に記載
- メニュー、店内・店の入り口の看板等、店内配付チラシ、ショップカード等に記載
- インターネット販売や通信販売の場合は、販売の条件を示すホームページやカタログの見やすい箇所に産地を記載
- 商品等にwebアドレスを記載し、当該webにアクセスすることにより産地情報が入手できるようにする
- 商品等に「お客様相談窓口」を記載し、当該窓口で紹介すれば産地情報が入手できる方法（ただし産地情報を入手するための照会先である旨の記載が必要）
- 対面販売や外食店において、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達

■ 表記の仕方

1. 産地が国内の場合、「国内産」「国産」。都道府県名や一般的に知られた地名でも可。
2. 産地が2以上ある場合、原材料に占める重量の割合が多いものから順に記載
3. 産地が3以上の場合、2つ以上順に記載し、その他の原産地を「その他」と記載できる

All Rights Reserved, Copyright (C) 社団法人 食品需給研究センター 2009

4

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する 法律、政省令の概要

米穀等の取引等に係る情報の記録及び 産地情報の伝達に関する法律、政省令の概要

I 取引等の記録・保存（トレーサビリティ）関係

1 対象品目（米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀並びに薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものをいう。

トレーサビリティの対象となる「米穀等」は、法律上、トレーサビリティが義務付けされている米穀（もみ、玄米、精米、碎米）の他、以下のとおり。

① 主要食糧に該当するもの

米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米菓生地、米こうじ等

令第1条第1号、第2号、第7号 告示第1項

② 米飯類

（米穀等についてあらかじめ加熱による調理その他の調整をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。））

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象。

令第1条第5号

③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

（注）これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類（酒類については酒税法）を基本に選定。

令第1条第3号、第4号、第6号、第8号、第9号、第10号

